

各高齢者施設等管理者様

宮崎市福祉部介護保険課長
(公印省略)

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて（通知）

このことについて、災害時における介護施設・事業所（以下「介護施設等」という。）の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として、令和3年度から介護サービス情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）に災害時情報共有機能が追加されております。

つきましては、宮崎市所管の介護施設等におきましても、情報公表システムのIDにより利用することができますので、以下のとおり事前作業及び災害発生時における被災状況の報告をお願いします。

記

1 対象サービス（介護予防サービスを含む）

介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護
認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	認知症対応型共同生活介護
地域密着型通所介護	地域密着型介護老人福祉施設		

2 事前作業

(1) 情報公表システムにログインし、必要項目（緊急連絡先担当者、緊急連絡先電話番号、緊急連絡先メールアドレス）を最新情報に更新してください。

情報公表システムURL：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/45/>

※併せて、項目についても確認を行い、最新の情報に更新してください。

(2) 介護報酬収入年額が100万円以下の介護施設等であって、情報公表システムによる公表を行わない場合は、「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」の設定が必要となりますので、宮崎市介護保険課事業所支援係（0985-44-2804）までご連絡ください。

3 災害発生時における被災状況の報告方法

災害発生時には、以下のとおり報告をお願いします。

- ① 災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、災害情報共有システムに介護施設等の被害情報の報告先となる「災害情報」が登録されます。
- ② 被害が発生した場合は、システムにおいて被害状況を報告してください。報告には、システム上、必須項目を全て選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、発災時に把握している状況に基づき入力・報告してください。

4 その他

操作マニュアルについては、ログインページのヘルプに掲載されておりますので、ご確認ください。